

つがる西北五広域連合個人情報保護条例

平成18年3月24日
条 例 第 5 号

つがる西北五広域連合の個人情報保護に関しては、五所川原市個人情報保護条例（平成17年五所川原市条例第10号。以下「五所川原市条例」という。）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、次の各号に掲げる公文書に登載される個人情報について適用する。

（1）この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成された公文書

（2）施行日前に作成し、又は取得した文書のうち、施行日において現に保有されている公文書